

浜松市条例第22号

浜松市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市自転車等駐車場条例（平成6年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
舞阪駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区馬郡町2302番地	舞阪駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区馬郡町2302番
別表第3（第2条関係）		別表第3（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
さぎの宮駅自転車等駐車場	(略)	さぎの宮駅自転車等駐車場	(略)
		気賀駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀427番1
		寸座駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀11141番5
		金指駅自転車等駐車場	浜松市浜名区引佐町金指1033番2
		浜名湖佐久米駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町佐久米725番5
		奥浜名湖駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1番10
		尾奈駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1170番4
		東都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1089番1
		都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1789番3
		三ヶ日駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日1148番100
二俣本町駅自転車等駐車場	(略)	二俣本町駅自転車等駐車場	(略)
天竜二俣駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町阿蔵177番地	天竜二俣駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町阿蔵177番
(略)		(略)	
別表第4（第2条関係）		別表第4（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
小松駅自転車等駐車場	浜松市浜名区小松場4451番地の6	小松駅自転車等駐車場	浜松市浜名区小松場4451番6
(略)		(略)	
天竜浜名湖線宮口駅自転車等駐車場	(略)	宮口駅自転車等駐車場	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後															
(名称及び位置)	(名称及び位置)															
<p>第2条 自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、別表第1から別表第7までに掲げるとおりとする。</p>	<p>第2条 自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、別表第1から別表第6までに掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に別表第7に掲げる駐車場（以下「指定駐車場」という。）の管理を行わせるものとする。</p> <p>2 指定駐車場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務</u></p> <p>3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>第6条</u></td> <td style="width: 30%;"><u>市長</u></td> <td style="width: 40%;"><u>指定管理者</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>駐車場の補修</u></td> <td><u>指定駐車場の補修</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>駐車場の全部</u></td> <td><u>市長の承認を得て指定駐車場の全部</u></td> </tr> <tr> <td><u>第8条第1項</u></td> <td><u>市長</u></td> <td><u>指定管理者</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>駐車場</u></td> <td><u>指定駐車場</u></td> </tr> </table>	<u>第6条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>		<u>駐車場の補修</u>	<u>指定駐車場の補修</u>		<u>駐車場の全部</u>	<u>市長の承認を得て指定駐車場の全部</u>	<u>第8条第1項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>		<u>駐車場</u>	<u>指定駐車場</u>
<u>第6条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>														
	<u>駐車場の補修</u>	<u>指定駐車場の補修</u>														
	<u>駐車場の全部</u>	<u>市長の承認を得て指定駐車場の全部</u>														
<u>第8条第1項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>														
	<u>駐車場</u>	<u>指定駐車場</u>														
(車両制限)	(車両制限)															
第3条 (略)	第4条 (略)															
(禁止行為)	(禁止行為)															

第4条 (略)

(供用の休止)

第5条 (略)

(損害賠償の義務)

第6条 (略)

(放置されている自転車等の措置)

第7条 市長は、駐車場内に自転車等が放置され、駐車場の管理に支障があると認めるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を駐車場内から移動するように指導することができる。

2 市長は、前項の指導を行った後なお相当の期間自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、適当な場所に保管することができる。

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、この限りでない。

4 (略)

(費用の徴収)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
----	----

第5条 (略)

(供用の休止)

第6条 (略)

(損害賠償の義務)

第7条 (略)

(放置されている自転車等の措置)

第8条 市長は、駐車場内に自転車等が放置され、駐車場の管理に支障があると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、次に掲げる自転車等を撤去し、適当な場所に保管することができる。

(1) 入場した日から起算して14日を経過して駐車されている自転車等

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反して駐車されている自転車等

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講じるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、この限りでない。

4 (略)

(費用の徴収)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
----	----

第一通り駅自転車駐 車場	(略)
新浜松駅南自転車駐 車場	浜松市中央区鍛冶町4 番
ザザシティ前自転車 駐車場	(略)
(略)	
ザザシティ南自転車 駐車場	(略)
浜松駅東自転車駐車 場	(略)
遠州病院駅自転車駐 車場	(略)
(略)	

別表第2 (第2条関係)

名称	位置
浜松駅東第二自転車 等駐車場	浜松市中央区砂山町7 番1
浜松駅自転車等駐 車場	浜松市中央区砂山町 323番1
浜松駅西自転車等駐 車場	浜松市中央区砂山町 378番

別表第3 (第2条関係)

(表略)

別表第4 (第2条関係)

(表略)

別表第5 (第2条関係)

名称	位置
浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区砂山町 365番2

第一通り駅自転車駐 車場	(略)
鍛冶町通り自転車駐 車場	(略)
(略)	
千歳町自転車駐車場	(略)
浜松駅西第一自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 323番2
浜松駅西第二自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 323番1
浜松駅西第三自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 365番2
浜松駅西第四自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 378番
浜松駅西第五自転車 駐車場	浜松市中央区鍛冶町4 番
浜松駅東第一自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 368番3
浜松駅東第二自転車 駐車場	(略)
浜松駅東第三自転車 駐車場	
遠州病院駅自転車駐 車場	(略)
(略)	

別表第2 (第2条関係)

(表略)

別表第3 (第2条関係)

(表略)

別表第4 (第2条関係)

名称	位置
浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区海老塚 町680番1
浜松駅東原付駐車場	浜松市中央区砂山町7 番1

別表第6（第2条関係）

（表略）

別表第7（第2条関係）

名称	位置
楽器博物館東自動二輪車駐車場	（略）
八幡橋東自動二輪車駐車場	浜松市中央区海老塚町680番1
八幡橋西自動二輪車駐車場	（略）
浜松駅西自動二輪車駐車場	浜松市中央区砂山町323番2

別表第8（第3条関係）

駐車場	駐車することができる車両
別表第1に規定する駐車場	（略）
別表第2に規定する駐車場	自転車及び原動機付自転車
別表第3に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車及び小型自動二輪車
別表第4に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車、小型自動二輪車及び自動二輪車
別表第5に規定する駐車場	（略）
別表第6に規定する駐車場	原動機付自転車、小型自動二輪車及び自動二輪車
別表第7に規定する駐車場	小型自動二輪車及び自動二輪車

別表第5（第2条関係）

（表略）

別表第6（第2条関係）

名称	位置
浜松駅東自動二輪車駐車場	（略）
浜松駅西自動二輪車駐車場	（略）

別表第7（第3条関係）

第一通り駅自転車駐車場
鍛冶町通り自転車駐車場
千歳町自転車駐車場
浜松駅西第一自転車駐車場
浜松駅西第二自転車駐車場
浜松駅西第三自転車駐車場
浜松駅西第四自転車駐車場
浜松駅西第五自転車駐車場
浜松駅東第一自転車駐車場
浜松駅東第二自転車駐車場
浜松駅東第三自転車駐車場
浜松駅西原付駐車場
浜松駅東原付駐車場
浜松駅東自動二輪車駐車場
浜松駅西自動二輪車駐車場

別表第8（第4条関係）

駐車場	駐車することができる車両
別表第1に規定する駐車場	（略）
別表第2に規定する駐車場	自転車及び原動機付自転車
別表第3に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
別表第4に規定する駐車場	（略）
別表第5に規定する駐車場	原動機付自転車及び自動二輪車
別表第6に規定する駐車場	自動二輪車

<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原動機付自転車とは、<u>法第2条第1項第10号</u>に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>3 <u>小型自動二輪車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（側車付きのものを除く。）であって備考の2に規定する原動機付自転車を除いたものをいう。</u></p> <p>4 自動二輪車とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）であって<u>備考の3に規定する小型自動二輪車を除いたものをいう。</u></p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原動機付自転車とは、<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（側車付きのものを除く。）</u>をいう。</p> <p>3 自動二輪車とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）であって<u>備考の2に規定する原動機付自転車を除いたものをいう。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(用語の定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。</p> <p>(2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2</p>

(名称及び位置)

第2条 自転車等駐車場 (以下「駐車場」という。)の名称及び位置は、別表第1から別表第6までに掲げるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第7に掲げる駐車場(以下「指定駐車場」という。)の管理を行わせるものとする。

2 指定駐車場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

に規定する自転車をいう。

(3) 原動機付自転車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車(側車付きのものを除く。)をいう。

(4) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)であって、原動機付自転車を除いたものをいう。

(5) 有料自転車等駐車場 自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)であって有料で利用するものをいう。

(6) 無料自転車等駐車場 有料自転車等駐車場以外の駐車場をいう。

(駐車することができる車両並びに名称及び位置)

第3条 駐車場に駐車することができる車両並びに駐車場の名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第2に掲げる駐車場(以下「指定駐車場」という。)の管理を行わせるものとする。

2 指定駐車場の管理に関して指定管理者が行う業務は、有料自転車等駐車場又は無料自転車等駐車場の区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要
があると認める業務

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条	(略)
第8条第1項	(略)

(車両制限)

第4条 駐車場に駐車することができる車両
(以下「自転車等」という。)は、別表第
8の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、そ
れぞれ同表の右欄に定める車両とする。

権限に属する事務に係る業務については、
これを除くものとする。

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	市長	指定管理者
	駐車場	指定駐車場
第14条	(略)	
第16条第1項	(略)	

(利用の種別)

第5条 有料自転車等駐車場の利用の種別
は、一時利用、時間利用又は定期利用とし、
有料自転車等駐車場ごとの利用の種別は、
規則で定める。

(定期利用の許可)

第6条 定期利用をしようとする者は、規則
で定めるところにより指定管理者の許可を
受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた者は、利
用する有料自転車等駐車場を変更しようと
するときは、規則で定めるところにより指
定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、第12条各号のいずれか
に該当するときは、前2項の許可をしない。

(利用料金の納付)

第7条 有料自転車等駐車場に自転車等を入
場させた者は、指定管理者に対し、利用料
金(法第244条の2第8項の利用料金を
いう。以下同じ。)を自転車等を出場させ
る際に納付しなければならない。ただし、

定期利用による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を減免することができる。

(1) 中心市街地の活性化のため必要があると認める場合

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(定期利用権の譲渡禁止)

第10条 第6条第1項又は第2項の規定による許可を受けた者(以下「定期利用者」という。)は、定期利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(定期利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれ

かに該当するときは、定期利用の許可を取り消し、定期利用の条件を変更し、又は定期利用を停止することができる。

(1) 定期利用の許可の条件に違反し、又は有料自転車等駐車場の係員の指示に従わないとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(駐車拒否)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(4) 発火性若しくは引火性の物品又は著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。

(5) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第13条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 有料自転車等駐車場において別表第4に定める期間を超過して自転車等を駐車すること。

(2) 無料自転車等駐車場において入場から継続して14日間を超過して自転車等を

(禁止行為)

第5条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第6条 (略)

(損害賠償の義務)

第7条 駐車場を利用する者は、駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(放置されている自転車等の措置)

第8条 (略)

2 市長は、次に掲げる自転車等を撤去し、適切な場所に保管することができる。

(1) 入場した日から起算して14日を経過して駐車されている自転車等

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反して駐車されている自転車等

3・4 (略)

(費用の徴収)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
第一通り駅自転車駐 車場	浜松市中央区田町230 番28
鍛冶町通り自転車駐 車場	浜松市中央区鍛冶町 17番

駐車すること。

(3)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第14条 (略)

(損害賠償の義務)

第15条 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(放置されている自転車等の措置)

第16条 (略)

2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反して駐車されている自転車等を撤去し、適切な場所に保管することができる。

3・4 (略)

(費用の徴収)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

別表第1 (第3条関係)

1 有料自転車等駐車場

駐車す ること ができ る車両	名称	位置

鍛冶町自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町 140番51地先
千歳町自転車駐車場	浜松市中央区千歳町 64番1
浜松駅西第一自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 323番2
浜松駅西第二自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 323番1
浜松駅西第三自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 365番2
浜松駅西第四自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 378番
浜松駅西第五自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町4 番
浜松駅東第一自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 368番3
浜松駅東第二自転車駐車場	浜松市中央区砂山町7 番1
浜松駅東第三自転車駐車場	
遠州病院駅自転車駐車場	浜松市中央区早馬町2 番21
助信駅西自転車駐車場	浜松市中央区助信町 792番3
上島駅西自転車駐車場	浜松市中央区上島二 丁目3041番
上島駅東自転車駐車場	浜松市中央区上島三 丁目2917番
曳馬駅西自転車駐車場	浜松市中央区曳馬五 丁目911番1
舞阪駅南口西自転車駐車場	浜松市中央区馬郡町 2302番

自転車	鍛冶町通り自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町17番
	千歳町自転車駐車場	浜松市中央区千歳町64番1
	浜松駅西第一自転車駐車場	浜松市中央区砂山町323番2
	浜松駅西第二自転車駐車場	浜松市中央区砂山町323番1
	浜松駅西第三自転車駐車場	浜松市中央区砂山町365番2
	浜松駅西第四自転車駐車場	浜松市中央区砂山町378番
	浜松駅西第五自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町4番
	浜松駅東第一自転車駐車場	浜松市中央区砂山町368番3
	浜松駅東第二自転車駐車場	浜松市中央区砂山町7番1
	浜松駅東第三自転車駐車場	浜松市中央区砂山町7番1
原動機付自転車	浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区海老塚町680番1
	浜松駅東原付駐車場	浜松市中央区砂山町7番1
自動二輪車	浜松駅東自動二輪車駐車場	浜松市中央区中央三丁目109番10
	浜松駅西自動二輪車駐車場	浜松市中央区海老塚町680番13

2 無料自転車等駐車場

駐車することができる車両	名称	位置
自転車	第一通り駅自転車駐車場	浜松市中央区田町230番28
	遠州病院駅自転車駐車場	浜松市中央区早馬町2番21
	助信駅西自転車駐車場	浜松市中央区助信町792番3
	上島駅西自転車駐車場	浜松市中央区上島二丁目3041番
	上島駅東自転車駐車場	浜松市中央区上島三丁目2917番
	曳馬駅西自転車駐車場	浜松市中央区曳馬五丁目911番1
	舞阪駅南口西自転車駐車場	浜松市中央区馬郡町2302番
自転車及び原動機付自転車	助信駅東自転車等駐車場	浜松市中央区助信町793番1
	上島駅北自転車等駐車場	浜松市中央区上島三丁目2917番

曳馬駅東自転車等駐車場	浜松市中央区曳馬四丁目2195番	
天竜川駅北口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町435番6	
天竜川駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町545番26	
さぎの宮駅自転車等駐車場	浜松市中央区大瀬町473番2	
気賀駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀427番1	
寸座駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀11141番5	
金指駅自転車等駐車場	浜松市浜名区引佐町金指1033番2	
浜名湖佐久米駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町佐久米725番5	
奥浜名湖駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1番10	
尾奈駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1170番4	
東都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1089番1	
都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1789番3	
三ヶ日駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日1148番100	
二俣本町駅自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町二俣1605番7	
天竜二俣駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町阿蔵177番	
西鹿島駅西自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町南鹿島67番85	
水窪駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区水窪町地頭方985番4	
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車	天竜川駅北口東自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町519番1
	天竜川駅南口東自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町545番26
	舞阪駅北自転車等駐車場	浜松市中央区馬郡町6034番
	弁天島駅前自転車等駐車場	浜松市中央区舞阪町弁天島3285番274
	高塚駅南自転車等駐車場	浜松市中央区高塚町1936番15
	高塚駅北自転車等駐車場	浜松市中央区高塚町5514番
	小林駅自転車等駐車場	浜松市浜名区本沢合872番2

浜北駅自転車等駐車場	浜松市浜名区沼38番2
小松駅自転車等駐車場	浜松市浜名区小松4451番6
岩水寺駅西自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂2819番3
岩水寺駅東自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂2825番38
芝本駅自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂3050番2
天竜浜名湖線岩水寺駅自転車等駐車場	浜松市浜名区根堅1730番2
宮口駅自転車等駐車場	浜松市浜名区宮口119番2
原動機付自転車及び自動二輪車	舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場 浜松市中央区馬郡町6130番

別表第2（第4条関係）

1 有料自転車等駐車場

名称	業務
鍛冶町通り自転車駐車場	(1) 第6条の定期利用の許可に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務
千歳町自転車駐車場	
浜松駅西第一自転車駐車場	
浜松駅西第二自転車駐車場	
浜松駅西第三自転車駐車場	
浜松駅西第四自転車駐車場	
浜松駅西第五自転車駐車場	
浜松駅東第一自転車駐車場	
浜松駅東第二自転車駐車場	
浜松駅東第三自転車駐車場	
浜松駅西原付駐車場	
浜松駅東原付駐車場	
浜松駅東自動二輪車駐車場	
浜松駅西自動二輪車駐車場	

2 無料自転車等駐車場

別表第2（第2条関係）

名称	位置
助信駅東自転車等駐車場	浜松市中央区助信町793番1
上島駅北自転車等駐車場	浜松市中央区上島三丁目2917番
曳馬駅東自転車等駐車場	浜松市中央区曳馬四丁目2195番
天竜川駅北口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町435番6
天竜川駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町545番26
さぎの宮駅自転車等駐車場	浜松市中央区大瀬町473番2
気賀駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀427番1
寸座駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀11141番5
金指駅自転車等駐車場	浜松市浜名区引佐町金指1033番2
浜名湖佐久米駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町佐久米725番5
奥浜名湖駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1番10
尾奈駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1170番4
東都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1089番1
都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1789番3

三ヶ日駅自転車等駐 車場	浜松市浜名区三ヶ日 町三ヶ日1148番100
二俣本町駅自転車等 駐車場	浜松市天竜区二俣町 二俣1605番7
天竜二俣駅前自転車 等駐車場	浜松市天竜区二俣町 阿蔵177番
西鹿島駅西自転車等 駐車場	浜松市天竜区二俣町 南鹿島67番85
水窪駅前自転車等駐 車場	浜松市天竜区水窪町 地頭方985番4

別表第3 (第2条関係)

名称	位置
天竜川駅北口東自転 車等駐車場	浜松市中央区天龍川 町519番1
天竜川駅南口東自転 車等駐車場	浜松市中央区天龍川 町545番26
舞阪駅北自転車等駐 車場	浜松市中央区馬郡町 6034番
弁天島駅前自転車等 駐車場	浜松市中央区舞阪町 弁天島3285番274
高塚駅南自転車等駐 車場	浜松市中央区高塚町 1936番15
高塚駅北自転車等駐 車場	浜松市中央区高塚町 5514番
小林駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区本沢合 場872番2
浜北駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区沼38番2
小松駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区小松 4451番6
岩水寺駅西自転車等 駐車場	浜松市浜名区於呂 2819番3
岩水寺駅東自転車等 駐車場	浜松市浜名区於呂 2825番38
芝本駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区於呂 3050番2
天竜浜名湖線岩水寺 駅自転車等駐車場	浜松市浜名区根堅 1730番2
宮口駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区宮口119 番2

名称	業務
第一通り駅自転車駐 車場	(1) 施設及び設備の 維持管理に関する 業務 (2) 前号に掲げるも ののほか、市長が必 要があると認める 業務

別表第3 (第7条関係)

利用 の種 別	車両区 分	金額	
一時 利用	自転車	入場させてから24時間までご とに100円。	
時間 利用	自転車	2時間までごとに100円。ただし、 入場させてから最初の3時間まで は無料とし、24時間までごとの金 額の上限は500円とする。	
定期 利用	原動機 付自転 車及び 自動二 輪車	1箇月間	一般 円 2,000 学生又は 70歳以上 1,000
		3箇月間	一般 5,700 学生又は 70歳以上 2,850
	6箇月間	一般 10,800 学生又は 70歳以上 5,400	
		1箇月間	一般 3,000 学生又は 70歳以上 1,500
	自動二 輪車	3箇月間	一般 8,550 学生又は 70歳以上 4,270
		6箇月間	一般 16,200 学生又は 70歳以上 8,100

備考

- 1 学生とは、学校教育法(昭和22年
法律第26号)第1条に規定する小
学校、中学校、義務教育学校、高等

学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校に在学する者並びにこれらに準じる者で、満18歳に達した日の属する学年の終わりまでにあるものをいう。

2 定期利用者が定期利用の許可を受けた期間を超過して自転車等を駐車した場合における利用料金は、当該超過した日1日につき、自転車にあつては100円、原動機付自転車及び自動二輪車にあつては200円とする。

別表第4（第2条関係）

名称	位置
浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区海老塚町680番1
浜松駅東原付駐車場	浜松市中央区砂山町7番1

別表第5（第2条関係）

名称	位置
舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場	浜松市中央区馬郡町6130番

別表第6（第2条関係）

名称	位置
浜松駅東自動二輪車駐車場	浜松市中央区中央三丁目109番10
浜松駅西自動二輪車駐車場	浜松市中央区海老塚町680番13

別表第7（第3条関係）

第一通り駅自転車駐車場
鍛冶町通り自転車駐車場
千歳町自転車駐車場
浜松駅西第一自転車駐車場
浜松駅西第二自転車駐車場
浜松駅西第三自転車駐車場

別表第4（第13条関係）

利用の種別	車両区分	期間
一時利用	自転車	入場から継続して14日間
時間利用	自転車	入場から継続して2日間
	原動機付自転車及び自動二輪車	入場から継続して14日間
定期利用	全ての自転車等	定期利用の許可を受けた期間

浜松駅西第四自転車駐車場
浜松駅西第五自転車駐車場
浜松駅東第一自転車駐車場
浜松駅東第二自転車駐車場
浜松駅東第三自転車駐車場
浜松駅西原付駐車場
浜松駅東原付駐車場
浜松駅東自動二輪車駐車場
浜松駅西自動二輪車駐車場

別表第8（第4条関係）

駐車場	駐車することができる車両
別表第1に規定する駐車場	自転車
別表第2に規定する駐車場	自転車及び原動機付自転車
別表第3に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
別表第4に規定する駐車場	原動機付自転車
別表第5に規定する駐車場	原動機付自転車及び自動二輪車
別表第6に規定する駐車場	自動二輪車

備考

- 1 自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 2 原動機付自転車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（側車付きのものを除く。）をいう。
- 3 自動二輪車とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）であつて備考の2に規定する原動機付自転車を除いたものをいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条並びに附則第3項、附則第5項及び附則第6項の規定 規則で定める日

(2) 第3条並びに附則第4項、附則第7項、附則第8項及び附則第10項の規定 規則で定める日

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の浜松市自転車等駐車場条例（以下「第2条改正後駐車場条例」という。）第3条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成20年浜松市条例第61号)第2条から第8条までの規定による指定の手續その他の行為は、前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）前においても行うことができる。

3 定期利用に係る第3条の規定による改正後の浜松市自転車等駐車場条例（以下「第3条改正後駐車場条例」という。）第6条及び第11条並びに次項の規定により読み替えられた第3条改正後駐車場条例第7条第1項及び第2項、第8条、第9条並びに別表第3の規定による処分及び手續並びにこれらに関し必要なその他の行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても行うことができる。

(読替規定)

4 2号施行日から規則で定める日までの間における第3条改正後駐車場条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる第3条改正後駐車場条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この場合において、第3条改正後駐車場条例第7条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

第7条の見出し	利用料金	使用料
第7条第1項	指定管理者	市長
	利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）	使用料
第7条第2項	利用料金は	使用料は
	定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする	定める額とする
第8条（見出しを含む。）及び第9条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	指定管理者	市長

む。)		
別表第3	利用料金	使用料

(経過措置)

- 5 次項の規定の適用がある場合を除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の浜松市自転車等駐車場条例（以下「第2条改正前駐車場条例」という。）に規定する駐車場に駐車されている自転車等については、1号施行日にそれぞれその位置を同じくする第2条改正後駐車場条例に規定する駐車場に入場したものとみなして、第2条改正後駐車場条例の規定を適用する。
- 6 市長は、1号施行日前に第2条改正前駐車場条例第7条第1項の規定により行われた指導に係る自転車等については、第2条改正前駐車場条例第7条及び第8条の規定の例による措置及び費用の徴収を行うことができる。
- 7 市長は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に第3条の規定による改正前の浜松市自転車等駐車場条例（以下「第3条改正前駐車場条例」という。）別表第1に規定する鍛冶町自転車駐車場に駐車されている自転車等（第3条改正前駐車場条例第8条第2項の規定により当該駐車場から撤去し、保管されているものを含む。）については、第3条改正前駐車場条例第8条及び第9条の規定の例による措置及び費用の徴収を行うことができる。
- 8 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に第3条改正前駐車場条例に規定する駐車場に駐車されている自転車等については、2号施行日にそれぞれその名称を同じくする第3条改正後駐車場条例に規定する駐車場に入場したものとみなして、第3条改正後駐車場条例の規定を適用する。

(浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

- 9 浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法第2条第2項第7号に規定する自転車駐車場で道路上に設けられたものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法第2条第2項第7号に規定する自転車駐車場で道路上に設けられたもの(浜松市自転車等駐車場条例（平成6年浜松市条例第18</p>

(6) (略)

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めるとともに、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 (略)

(自転車等の放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者は、放置禁止区域等に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域等に放置されている自転車等の措置)

第11条 市長は、放置禁止区域等に自転車等を放置し、又は放置しようとしている自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように命じることができる。

2 市長は、前項の命令を行った後なお放置禁止区域に自転車等が放置されている場合において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、直ちに(当該区域内の歩道上の自転車駐車場にあっては、規則で定める期間経過後に)当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、第1項の命令を行った後なお放置規制区域に規則で定める期間(当該区域内の歩道上の自転車駐車場にあっては、規則で定める期間)自転車等が放置されている場合において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、当

号)第2条に規定する駐車場を除く。)をいう。

(6) (略)

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等の放置をしないように努めるとともに、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 (略)

(自転車等の放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者は、放置禁止区域等に自転車等の放置をしてはならない。

(放置禁止区域等に放置されている自転車等の措置)

第11条 市長は、放置禁止区域等に自転車等の放置をし、又は自転車等の放置をしようとしている自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように命じることができる。

2 市長は、前項の命令を行った後なお放置禁止区域に自転車等の放置がされている場合において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、直ちに(当該区域内の歩道上の自転車駐車場にあっては、規則で定める期間経過後に)当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、第1項の命令を行った後なお放置規制区域に規則で定める期間(当該区域内の歩道上の自転車駐車場にあっては、規則で定める期間)自転車等の放置がされている場合において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、

<p>該期間経過後において当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>(放置禁止区域等外に放置されている自転車等の措置)</p> <p>第12条 市長は、<u>放置禁止区域等外の公共の場所に自転車等が放置されている場合</u>において、その良好な環境が著しく阻害されると認められるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように指導することができる。</p> <p>2 市長は、前項の指導を行った後なお規則で定める期間<u>自転車等が放置されている場合</u>において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、当該期間経過後において当該自転車等を撤去することができる。</p>	<p>当該期間経過後において当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>(放置禁止区域等外に放置されている自転車等の措置)</p> <p>第12条 市長は、<u>放置禁止区域等外の公共の場所に自転車等の放置がされている場合</u>において、その良好な環境が著しく阻害されると認められるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように指導することができる。</p> <p>2 市長は、前項の指導を行った後なお規則で定める期間<u>自転車等の放置がされている場合</u>において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、当該期間経過後において当該自転車等を撤去することができる。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

10 浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法第2条第2項第7号に規定する自転車駐車場で道路上に設けられたもの(浜松市自転車等駐車場条例(平成6年浜松市条例第18号) <u>第2条</u>に規定する駐車場を除く。)をいう。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法第2条第2項第7号に規定する自転車駐車場で道路上に設けられたもの(浜松市自転車等駐車場条例(平成6年浜松市条例第18号) <u>第2条第5号</u>に規定する駐車場を除く。)をいう。</p> <p>(6) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 市長は、この条例の施行の日前に附則第9項の規定による改正前の浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第1項の規定により行われた命令に係る自転車等（改正前の条例第2条第5号に規定する歩道上の自転車駐車場（浜松市自転車等駐車場条例第2条に規定する駐車場に限る。）に係るものに限る。）については、改正前の条例第11条、第13条及び第15条の規定の例による措置及び費用の徴収を行うことができる。

(あらし)

この条例は、自転車等駐車場について、新たに指定管理者制度を導入するとともに、利用に係る料金の有料化に伴う規定の整備を行うほか、所要の整備を行うものです。